

件名	家庭用生ごみ処理機等購入費助成制度の開始について
骨子	家庭から排出される生ごみの減量化を促進するとともに、循環型社会形成に向け区民意識の向上を図るため、生ごみ処理機等の購入費用の一部を助成する制度を開始する。
背景	<p>家庭から排出される燃やすごみのうち40%以上を生ごみが占めているため、生ごみ対策は家庭ごみ減量の重要な視点であり、これまでも買い物や調理の工夫、水切りなどによる減量について普及啓発を行ってきた。</p> <p>また、生ごみ処理機のあるせんに平成12年度に開始し平成13年度で終了したが、近年、助成に関する要望が区民から寄せられている。</p>
内容	<p>1 事業の目的 家庭用生ごみ処理機等の購入費用の一部を助成することにより、普及を促し、さらなる排出抑制及び循環型社会形成に向けた区民意識の向上を図る。</p> <p>2 助成対象及び補助金額 (1) 助成対象 電動生ごみ処理機、生ごみたい肥化容器等 (ただし、ディスプレイ式の機器を除く。) (2) 補助金額 購入費用の2分の1相当額、2万円を上限とする。 (22年度予算額：100万円)</p> <p>3 交付対象者(次のいずれにも該当する方) (1) 区内に住所を有し、かつ居住している方 (2) 購入した生ごみ処理機等を適切に維持管理できること (3) 生ごみ処理機等の生成物を自ら適正に処理できること (4) 同一世帯に過去5年以内に本助成金の交付を受けた方がいないこと (5) 個人住民税及び国民健康保険料等を完納していること</p> <p>4 助成開始 平成22年8月</p> <p>5 その他 (1) 区民への情報提供 家庭から排出されるごみ及び生ごみ処理機に関する情報を区報、講習会等を通じて提供し、ごみの発生抑制及び生活実態に合った処理機の利用を促す。 (2) 助成後の利用実態把握 助成制度利用者へのアンケート調査により、利用実態等を把握し、実践事例等を区民への啓発に活用する。 (3) 余剰たい肥活用 助成制度利用者が生成したたい肥については、自ら使用することを基本とするが、なお余剰となった場合は区の管理する公園内の花壇等で活用する。</p>